

貯水槽水道設置者の皆さまへ

○貯水槽水道とは

ビルやマンション等の建築物は、水道管から受水槽に水道水を貯めて、ポンプで直接、又は高置水槽にくみ上げてから利用者に給水する施設です。



貯水槽水道設置者の皆さまは、水道法及び市給水条例に基づき、貯水槽の点検・清掃及び水質検査をしなければなりません。受水槽の適正な管理をお願いいたします。

アパート等の管理会社におきましても、貯水槽設置者に点検等のお知らせをお願いいたします。

○受水槽の有効容量が 10 立方mを超えるもの

水道法施行規則第 55 条で定める管理基準に従って、施設の管理を行うとともに、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の定期検査を受けなければなりません。

○受水槽の有効容量が 10 立方m以下のもの

大田原市給水条例施行規程第 9 条に基づき、施設の管理・清掃、水質検査を行う必要があります。設置者が適正な管理をしなければなりません。

- ・水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回定期に行うこと。
- ・水槽の点検等有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置をすること。
- ・給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは必要な事項について水質検査を行うこと。
- ・供給する水が健康を害する恐れがあるとわかったときは、直ちに給水を停止して、利用者にその水を飲まないように周知すること。

